

第7 健康福祉事業



1 地域福祉ネットワーク推進事業

(1) ボランティア・障害者団体支援事業

ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供などを併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

ウ 対応者

社会福祉士、事務職員

エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供を行うとともに情報提供を行っている。また、年2回の登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供している。

さらに、健康福祉センターまつりや各種障害者スポーツ事業等で参加・協力をいただくなど、センター事業における交流の機会も提供している。

オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
20	23	19	42
21	23	19	42

カ 事業の経過

登録団体数は開設した平成15年度の登録数(32団体)と比べると増加しています。センター福祉部門内に設置されているボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室の各部屋は、登録団体の活動の場として積極的に活用されています。

キ まとめ

現在、ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しています。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していきます。

(2) 広域組織連携事業

ア 目的

狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じ、広域的連携による精神保健福祉関連事業を実施し、地域ぐるみで精神障害についての正しい知識の

普及啓発等を図り、同時に精神障害者の自立と社会参加を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

入間市、狭山市内の精神科病院、社会福祉協議会、精神障害者に係る社会福祉法人、市役所及び所沢保健所の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、事務職員

オ 内容

総会・・・・・・・・・・年1回開催 事業報告、収支決算及び監査報告、事業計画、収支予算について審議決定する

運営委員会・・・・・・・・年3回開催 総会の開催、各事業の進捗状況の確認、予算の執行状況の確認を行う

担当者連絡会・・・・・・・・年3回開催 地域の精神保健福祉関係者を対象とした研修、情報交換等を行う

メンタルヘルス講演会・・各市年1回開催 精神障害についての正しい知識の普及啓発等を図るため精神保健福祉に関連する講演会を実施する(別掲メンタルヘルス講演会参照)

カ 実績

単位：人

項目	第1回	第2回	第3回
総会	5/26 委員 6		
運営委員会	5/15 運営委員 13	11/12 運営委員 12	3/25 運営委員 11
担当者連絡会	7/28 参加者 27	12/10 参加者 グループワーク	3/16 参加者 19
メンタルヘルス講演会	9/12 参加者 160 (別掲メンタルヘルス講演会参照)		

キ 事業の経過

平成12年度に狭山保健所管内の入間市及び狭山市内の精神科病院、社会福祉協議会、精神障害者に係る社会福祉法人、市役所の職員を委員として狭山保健所管内精神保健福祉推進協議会が発足しました。平成18年4月1日から会の名称を狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会に改め活動を継続しています。

ク まとめ

複数の市の地域の関係機関・事業者等をメンバーとして構成された組織が、協働で地域での精神障害についての正しい知識の普及啓発を図る等の各種事業を

展開している事例は、県内でも他に例を見ません。今後においても地域ぐるみの活動の継続を図っていく必要があります。

(3) 健康福祉センターまつり開催事業

ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

平成21年度では、①健康 ②子育て・子育ち ③福祉 ④ふれあい広場 ⑤模擬店・出店 ⑥活動紹介・PR ⑦講演会・作品展 の7つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画し実施した。

カ 実績

単位：人

区分 年度	来場者数	参加団体数(団体)	実行委員数
20	5,000	48	62
21	5,500	51	61

キ 事業の経過

保健・医療・福祉的機能の一体的な推進を図り、市民自らが主体的に取り組む健康づくりと地域福祉の向上を支援推進する拠点施設として健康福祉センターを開設した平成15年度から毎年3月に実施しています。

ク まとめ

健康福祉センターまつりの主催は、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民及び市職員により構成する健康福祉センターまつり実行委員会であり、市民、関係団体、行政の協働による元気な人間の健康福祉を進めるまちづくりイベントとして定着してきています。今後も多くの市民、団体に参加いただけるイベントとなるよう内容を更に充実していきます。

2 障害者の文化及びスポーツ事業

(1) 元気な入間「障害者スポーツ大会」

ア 目的

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障害のある人もない人も障害への理解を深め、障害者の社会参加と元気な入間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している中学生以上の障害者

エ 対応者

元気な入間「障害者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等でチームを編制し、チーム対抗競技を市民体育館内で行っている。競技内容はレクリエーション性を重視した種目になっており、障害の種別を問わず楽しんでいただけるよう配慮している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
20	387	156	22	11	576
21	新型インフルエンザ流行のため中止				

キ 事業の経過

健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度から障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施していますが、平成21年度は新型インフルエンザの流行のため、中止となりました。

(2) 国・県主催障害者スポーツ大会参加支援事業

ア 目的

国・県の障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害のある方の社会参加の機会を拡大し、障害者スポーツの普及、障害者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）。

エ 対応者

職員

オ 内容

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会・秋季大会）に関しては、市バス、庁用車で送迎し、職員が同行。それ以外の県が主催する大会に関しては、公共交通機関での移動が困難な方からの申出により、別途協議している。

国が主催する「全国障害者スポーツ大会」に関しては、入間市代表選手のうち、公共交通機関での移動が困難な方から申出があった場合、県内での行事（結団式等）への送迎を協議している。平成20年度、21年度に関しては、大会行事への送迎の依頼は無かった。

カ 実績

ふれあいピック春季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち、市バス、 庁用車同乗者数
	選手	付き添い	職員	
20	10	4	3	15
21	11	5	2	13

ふれあいピック秋季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち、市バス、 庁用車同乗者数
	選手	付き添い	職員	
20	7	7	3	17
21	5	4	2	11

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障害者の社会参加を支援するために、健康福祉センター開設以前から市として送迎を行っています。

ク まとめ

送迎がないと参加が困難な方が多く、社会参加、健康増進、仲間作りを促進する意味でも必要性は高いと思われます。

(3) 障害者スポーツ教室・大会開催事業

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方。

エ 対応者

職員（障害福祉課・体育課含む）

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライングディスク」の教室・大会を実施している。

カ 実績

（ア）フライングディスク教室（全2回）

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボラン ティア	民生・児童委員	体育指導員	中学生		
20	50	19	6	10	12	14	111
21	57	20	6	11	11	12	117

（イ）フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボラン ティア	民生・児童委員	体育指導員	中学生		
20	91	12	36	6	15	11	171
21	89	16	35	6	14	8	168

キ 事業の経過

健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度から障害福祉課より事業移管され、毎年、健康福祉課で実施しています。重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「フライングディスク」を取り入れました。市内作業所・障害者団体の中には、この教室・大会を目指して練習しているところもあり、フライングディスク競技を継続して行っています。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との交流の場にもなっています。また、地域住民にとっても、障害や障害のある方への理解を深める場になっています。

（4）障害者文化活動支援事業

ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対応者

職員

エ 内容

- ①健康福祉センターまつりでの「障害のある方の作品展」
障害のある人が制作した手芸や陶芸、絵画、工芸等の作品展示。
- ②元気な入間障害者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」
障害のない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票により次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定。
- ③情報提供（関東近郊の障害者の作品展・展示会・美術展など）

オ 実績

①健康福祉センターまつりでの出品数

年度	出品数
20	47
21	48

②元気な入間障害者スポーツ大会での出品数

年度	出品数
20	46
21	スポーツ大会中止

カ 事業の経過

- ①第3回健康福祉センターまつり（平成18年3月）から開始しました。まつりの実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。
- ②第30回元気な入間障害者スポーツ大会（平成18年10月）から開始しました。大会実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。

キ まとめ

障害のある方の社会参加に寄与するとともに、市民に障害や障害のある方への理解を深めていただく機会にもなっています。

3 障害者・高齢者自立支援事業

(1) 随時相談

ア 目的

高齢者・障害者に係わる、心や身体の健康に関する相談を受け、市民がより健康で自立した生活を送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

精神保健福祉法第47条

老人福祉法第5条4項

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、社会福祉士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

エ 内容

初期相談・・・対象者から身体的、精神的な相談があった場合に、電話、来所にて対応

継続相談・・・初期相談後、継続的に支援が必要だと判断した場合に、電話、来所、訪問にて対応

オ 実績

単位：人

区分 年度	電 話		来 所		訪 問		合 計	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
20	192	350	95	179	17	46	304	575
21	273	505	148	270	21	81	442	856

カ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センターの開設以降、成人保健に関する相談については健康管理課と健康福祉課の両課で対応してきました。両課で協議の結果、平成17年度からは相談の内容について各課で分担し、相談に対応していくことになりました。

現在は、健康福祉課保健師が地区担当制にて相談に応じ、他職種と連携を図りながら対応しています。また、精神保健福祉士、管理栄養士、社会福祉士、健康運動指導士、健康運動実践指導者においても、個別に相談に応じています。

キ まとめ

市民からの相談には、内容を限定せず幅広く対応しています。また、適切な情報を伝えることで、少しでも市民の方が不安を軽減できるように取り組んでいます。別掲の「専門医によるこころの健康相談」や「リハビリテーション相談」などで医師や療法士への相談が可能のため、必要に応じて連携を図りながら対応しています。

相談後には、医療機関や福祉施設など他機関との連携が必要となってくることもあるため、互いに協力し合い連携を図っていくことが重要です。

(2) 専門医によるこころの健康相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医による専門的助言を図り、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対応者

医師（嘱託）、保健師、精神保健福祉士

エ 内容

月1回の相談日を設け、ストレスなどによる悩みや不安がある方が、精神科を受診するまでの経過として、病気かどうかの見立て、受診についての助言等を精神科の医師に相談することにより、今後の方向性を見出す。

オ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）
20	12	22
21	11	20

カ 事業の経過

平成17年度まで旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営。

平成18年度から市単独事業として実施しています。

キ まとめ

専門医がじっくりと話をうかがうとともに、医学的な見立てにより、疾病の早期発見、早期治療を促すことで、市民のこころの健康保持につながっています。今後は自殺予防の危機介入としての役割を一層図れるよう充実させていきます。

(3) リハビリテーション相談

ア 目的

リハビリテーション専門職による相談と適切なアドバイスを行うことにより、身体機能の低下がある方の自立を助け、地域でいきいきと生活できるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法（第17条：市町村における生活習慣相談等の実施）

地域保健法（基本理念）

ウ 対象

障害や疾患、加齢による身体機能の低下などがある方とその家族

エ 対応者

理学療法士、作業療法士、保健師

オ 内容

月1回、下記の相談内容を個別で対応する。

- ・日常生活動作や外出、家事動作に関する相談

- ・高次脳機能障害の相談
- ・関節症などの疾患のある方の運動方法・対処方法の相談
- ・福祉用具、自助具、住宅改修に関する相談
- ・介護者への介護方法の指導
- ・適切な訓練機関、病院、介護保険等の情報提供

カ 実績

年度 \ 区分	実施回数（回）	相談件数（件）
20	11	19
21	12	20

キ 事業の経過

老人保健法による機能訓練の中で個別相談を実施していましたが、介護保険法の充実により対象者が減少したため、平成17年度までで機能訓練は終了し、個別相談のみ「リハビリテーション相談」として実施しています。

ク まとめ

日常生活の工夫や注意点、家でのリハビリの方法などの相談を個別で行うことにより、症状にあったリハビリテーションの正しい知識を習得することができ、自宅でのリハビリテーションの充実につながります。

(4) 精神保健カンファレンス

ア 目的

メンタルヘルス、精神疾患、精神障害に関する相談事例について、精神科医の助言を受け保健所や関係機関と検討することにより、適切な援助に寄与するとともに市職員の相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対象

健康福祉センター職員（保健師、精神保健福祉士等）福祉部職員、関係機関の職員

エ 対応者

医師（嘱託）、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

事例検討を行う。精神科医が医学的視点から支援等の助言を行い、支援の方向性を見出す。

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数	事例検討数 (件)	参加者 合計	参加者内訳		
				講師	職員	その他 (保健所、関係機関等)
20	6	11	62	6	45	11
21	6	12	71	6	45	20

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県から市町村に移譲されました。そのため、精神保健に関する困難事例の助言と対応技術の向上のため、埼玉県技術協力医制度を使い、県から精神科医の派遣を受けていました。

平成18年度は、埼玉県技術協力医制度を利用して5回、市単独事業として6回実施しましたが、県の技術協力医制度が廃止されたため、平成19年度より、市単独事業として実施しています。

ク まとめ

事例を多面的にとらえることが可能となり、職員の相談技術向上につながっています。また、関係機関、部課と情報を共有することにより、互いに協力、連携し、一貫性のある援助方針を持つことができます。

(5) 精神保健福祉担当者連絡会議

ア 目的

精神保健福祉事業・活動・困難事例等の検討により、適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう調整を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

所沢保健所精神保健担当職員、健康福祉課相談担当職員、障害福祉課精神保健担当職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

- ・ 困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認
- ・ 精神保健福祉事業、制度の情報交換
- ・ 入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	健康福祉課 (延べ)	障害福祉課 (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計
20	6	32	5	6	43
21	6	32	6	10	48

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県より移譲され実施しています。

ク まとめ

会議を行うことにより、各機関の精神保健福祉事業や制度に関する情報を収集することができ、保健所からの技術支援も受けることができます。また、困難事例の検討により、連携し一貫性のある援助方針を持つことができます。

(6) 精神保健福祉相談技術研修事業

ア 目的

新しい法制度の施行や改正（障害者自立支援法、障害者雇用促進法の改正、自殺対策基本法など）など、精神保健を取り巻く環境が大きく変化している。市民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見・治療、回復途上にある精神障害のある市民の社会復帰、社会参加、自立と就労を促進させていくため、正しい知識や情報を理解し、適切な対応がとれるよう相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

保健師・精神保健福祉士、職員・関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

区分 年度	内 容	講師
20	自殺予防の基礎知識	防衛医科大学教授 防衛医学研究センター 行動科学研究部門 高橋祥友先生
21	第1回：地域における「相談」の受け方 第2回：困難事例に対応するスキル	元 自殺予防いのちの電話 研修担当 千代窪和子氏 辰巳洋子氏

カ 実績 単位：人

区分 年度	参加者総数
20	48
21	48

キ 事業の経過

平成15年から「こころの健康と福祉相談（技術研修）」として、市職員を対象に研修を実施していましたが、18・19年度は予算がなく、実施できませんでした。新たな法制度の改正もあり、職員の資質向上が必要であると考え、20年度から事業を新たに開始したものです。

ク まとめ

自殺対策基本法が施行され、新たな社会問題として取り上げられている自殺をテーマに庁内、関係機関の職員、民生・児童委員及びボランティアを対象として実施しました。今後、市町村においても自殺対策を進めていく必要があり、相談職の研修機会を設けることは重要です。

(7) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまびあ」

ア 目的

地域で生活する精神障害者の生活圏の拡大、仲間づくり、種々の生活体験の一環として、精神障害者が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

回復期、慢性期の病状が安定している在宅精神障害者

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、事務職員

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善。仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、自立生活プログラム等のグループ活動を第1、2、4水曜日に健康福祉センターにて実施している。さらに、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っている。また、メンバー間の交流だけでなく、他市ソーシャルクラブや作業所との交流、精神保健ボランティアに毎回参加してもらうことなどで地域との交流も取り入れている。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者 (実人数)	参加者 (延べ)	見学者 (実人数)	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
20	35	13	259	6	50	49
21	33	7	139	8	43	36

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県から市町村に移譲されました。狭山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、平成15年度からソーシャルクラブ「いるまぴあ」を開始しました。

ク まとめ

利用期間を設けていることがメンバーにとって次のステップへの意識付けとなり、修了者のつどいや自主グループなどの活動、又は地域の作業所への移行などにつながっています。

(8) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「ぴあサークル」

ア 目的

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」修了者がその後も安心して主体的に活動できる場を提供し、修了者がグループ運営、自主活動を通じて、社会経験を広げることにより、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」を修了した方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、事務職員

オ 内容

修了者自身でスポーツや創作活動などのプログラムを計画し、必要な役割をそれぞれが担いながらグループ活動を行っている。毎月第3水曜日に健康福祉センターで実施している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)	見学者	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
20	12	10	72	3	5	13
21	13	14	93	2	2	14

キ 事業の経過

ソーシャルクラブ「いるまびあ」修了者の引きこもりと再発の予防のため、修了者との交流会を平成16年度から月1回「いるまびあ」のプログラムとして開催していました。しかし、修了者の人数が増えたことにより個別対応が困難になったため、平成18年4月～6月の試行期間を経て、平成18年7月から修了者のみの事業「修了者のつどい（びあサークル）」を立ち上げ、「いるまびあ」とは別に事業化しました。

ク まとめ

ソーシャルクラブ修了者が安心して集まって交流を図れる場であり、また、職員や他のメンバーに日ごろの悩みなどを相談できる場となっています。

(9) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」

ア 目的

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り合い、分かち合うことで共に支え合うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

オ 内容

情報交換、分かち合い、学習会やソーシャルクラブのプログラム体験などを、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数（回）	参加者	参加者(延べ)
20	6	10	32
21	6	14	52

キ 事業の経過

平成15年度は家族支援を不定期に行っていましたが、平成16年度から「家族のつどい」を定期事業として実施（隔月1回）しています。

ク まとめ

スタッフからソーシャルクラブの参加状況を伝え、家族から家庭での様子を聞くことにより、家族同士の交流の場だけでなく、家族とスタッフとの情報交換の

場ともなっています。また、家族の希望により、年1回はソーシャルクラブのプログラム体験や福祉施設の視察などを行っています。

(10) 精神疾患の家族教室

ア 目的

精神疾患（統合失調症）の家族が、病気の正しい理解と家族の対応方法を学び精神疾患の再発予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第46条、第47条4項、第49条、地域保健法（基本指針）

ウ 対象

市内在住の精神疾患を持つ方の家族

エ 対応者

健康福祉課職員（保健師、精神保健福祉士）

障害福祉課職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容

精神疾患に関する知識の習得と、疾患のある方への対応方法についての講義や演習。また、精神疾患のある方の家族同士の交流を深める。年1回コース。

平成21年度プログラム

	タイトル	講師
1	「統合失調症ってなんだろう」 ～病気の理解と対応～	松風荘病院 精神科医 依田裕生先生
2	「家族は治療のサポーター」 ～家族のためのSST（生活技能訓練）講座～	埼玉SST研究会代表 佐藤珠江氏
3	「自立するにはどうすればいい？」 ～一人暮らしに向けて～	生活訓練施設けやき荘職員 東町ホーム世話人 障害福祉課職員
4	「回復への道のり」 ～当事者からのメッセージ～ 「家族交流会」 ～一人で悩まないで分かち合おう～	当事者 ゆずり葉の会 入間市精神障害研究会 健康福祉課職員

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施日数（日）	参加者	参加者（延べ）
20	3	43	93
21	4	57	143

キ 事業の経過

平成20年度 精神科医師、病院職員、家族会、当事者の協力を得て、3日間コースで実施しました。

平成21年度 精神科医師、病院職員、施設職員、家族会、当事者の協力を得て、4日間コースで実施しました。

ク まとめ

家族が病気や障害についての正しい知識と理解を得ることで、精神疾患の再発を予防することができます。また、精神科医や病院職員などの講義を聴講することにより、更なる知識と理解を深めることができます。

(11) うつ病支援事業

ア 目的

市民にうつ病に関する正しい知識の普及啓発を行なうと同時に当事者・家族が病気に対する正しい知識の理解をすることにより、早期発見・再発防止・自殺予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民・当事者・当事者の家族・関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

講演会（H20年度は別掲 メンタルヘルス講演会参照）

区分 年度	テーマ	講師
21	「うつ病」について	防衛医科大学校病院 副院長 精神医学講座教授 野村総一郎先生

講義・家族の集い（グループワーク）・広報での普及啓発

区分 年度	実施回数	日時	内容
20	第1回	12月13日（土）	家族のつどい
	第2回	2月7日（土）	家族のつどい
21	第1回	12月18日（土）	家族講座
	第2回	2月26日（金）	家族のつどい

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施内容	参加者総数	その他(職員等)
20	講演会	別掲	メンタルヘルス講演会参照
	家族のつどい(第1回)	10	7
	家族のつどい(第2回)	2	2
21	講演会	152	9
	家族講座	41	6
	家族のつどい	5	2

キ 事業の経過

うつ病は早期に発見し、適切な治療を行うことで回復する病気であり、家族や周囲が適切な対応を学ぶことにより、再発防止とともに自殺予防につながります。メンタルヘルス講演会などでうつ病をテーマに普及啓発を行ってきましたが、平成20年度から身近な家族を対象に講座や集いを開催しています。

ク まとめ

うつ病の当事者を抱える家族の方々が多いのではないかと思われたが、うつ病であることを開示しての講座や集いへの参加であったので、開示することに抵抗があったのか参加者が少ない印象でした。個別の状況は様々であり、参加者の疾病の理解にもバラつきがありました。当事者への対応やうつ病についての疾病教育をしていくことも必要であると感じました。

(12) 高次脳機能障害者支援事業

ア 目的

脳損傷に起因する高次脳機能障害（記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などの行政的に支援が必要な高次脳機能障害）は、社会的な認知度が低く、リハビリテーション・生活支援等の社会的サービスが確立されていないため、日常生活や社会生活へ適応することが困難であるのが現状である。高次脳機能障害についての普及啓発のために講座を開催するとともに、障害のある方やその家族が集う場を持つことによって、グループ活動や支援を通じて地域でよりいきいきと生活できるように支援していくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

地域保健法（基本理念）・障害者自立支援法・埼玉県障害者支援計画

ウ 対象

講演会：市民・当事者・当事者の家族・関係機関の職員

家族の集い：当事者の家族

当事者の集い：当事者と家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

講演会・当事者の集い・家族の集い（グループワーク）

区分 年度	日 時	内 容
20	8月30日（土）	講演会「高次脳機能障害の理解と対応」 講師：埼玉県総合リハビリテーションセンター 臨床心理士 枝久保達夫氏
	9月 6日（土）	家族の集い（第1回） ファシリテーター：同センター地域支援担当 魚谷かおり氏
	1月27日（土）	家族の集い（第2回）
21	6月27日（土）	別掲 福祉講演会参照
	7月11日（土）	家族の集い
	毎月1回	当事者の集い（延べ12回）

カ 実績

単位：人

区分 年度	内容	参加者総数	その他（職員等）
20	講演会	79	6
	家族の集い（第1回）	10	6
	家族の集い（第2回）	3	4
21	講演会	別掲 福祉講演会参照	
	家族の集い	11	6
	当事者の集い	16	48

キ 事業の経過

従来から老人保健法による機能訓練事業を行ってきましたが、介護保険法による介護サービスが充実したことにより、機能訓練事業の参加者が減少し、平成18年にA型機能訓練事業（言語リハビリ教室）を休止、機能訓練事業の内容を見直しました。その結果、平成20年度から社会制度の狭間にあつて支援がまだ不十分な高次脳機能障害者への支援を行うこととなりました。

ク まとめ

講演会では、社会的認知度が低いにもかかわらず、91名と多くの参加者があり、その後の「家族の集い」へつなげることができました。「当事者の集い」は参加者が少なく、今後の普及啓発が課題となっています。今後も普及啓発のための講演会と、家族・当事者への支援を継続して行っていきます。

(13) 自主グループ支援事業

ア 目的

健康福祉センターでの事業が終了しても継続して活動を行うことが望ましいグループを側面的に支援し、自主的な活動が円滑に行えるようにしていくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第4条、第6条

ウ 対象

健康福祉センターでの事業修了者などで自主的にグループを作り、今後も活動することを考えている方（当事者、家族、ボランティア）。

エ 対応者

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

オ 内容

グループを立ち上げる段階から職員が協働し、将来的にはメンバーだけでグループ運営ができるように側面から支援している。その後もグループの運営上の相談などに応じている。

カ 実績

現在、機能訓練事業（平成17年で休止）修了者の4グループと精神障害者地域生活支援事業修了者の1グループを支援しています。

キ 事業の経過

「人間青空の会」

旧保健センターでの機能訓練事業の修了者のグループ。月2回健康福祉センターや公民館にてボール蹴りなどの軽い運動を計画して活動しています。

「ふれあい会」

平成14年度の機能訓練事業の修了生のグループ。月1回健康福祉センターや公民館等にて活動しています。

「アフタヌーンぴあ」

平成15年度の精神障害者地域生活支援事業（ソーシャルクラブ）の修了者のグループ。週1回健康福祉センターや他の場所にて、スポーツなどのプログラムを計画して行っています。

「人間言葉の会ひばり」

平成16年度の機能訓練事業（言語コース）修了生のグループ。月1回センターで活動しています。年に3回言語療法士による言語訓練を行っています。調理実習などのプログラムも取り入れながら活動しています。

「めだかⅡ」

平成17年度の機能訓練事業の修了生のグループ。月2回健康福祉センターで活動しています。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションや調理実習などを計画し活動しています。

ク まとめ

事業が終了しても継続して集まることで、障害者や高齢者などの仲間づくり、居場所づくりの場となっています。

グループを立ち上げる時には職員の力を借りていましたが、ボランティアにもグループへ参加してもらうことで、自主的に活動できるようになってきています。職員は主に相談窓口として関わったり、参加対象となる事業への参加をお願いしたりしています。

「新規メンバーの入会がない」「グループのメンバーの高齢化により活動が難しくなった」など、会自体の存続が問題化してきているグループもあるため、今後職員がどのようにかかわっていくべきなのか、グループごとに検討していくことが必要だと思われます。

(14) 障害児・者のための教室・講座

ア 目的

パソコン、料理、スポーツなどの活動を用いて、障害がある方の余暇活動、社会参加の支援を行うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

障害のある市民とその介助者

エ 対応者

職員、ボランティア

オ 内容

講師の指導により、教室、講座形式で実施。

平成20年度 スポーツ教室（親子サッカー教室・ボッチャ教室）

平成21年度 バレンタインチョコレートづくり

カ 実績 単位：人

年度	参加者数
20	74
21	15

キ 事業の経過

障害児・者の社会参加の機会になることを目的に、平成16年度から毎年1回

開催しています。

ク まとめ

スポーツ事業はニーズが高く、比較的人数も集まりやすい傾向にあります。多くの障害児・者に参加していただけるように、文化・芸術系の事業についてもニーズの把握を行っていきます。

(15) メンタルヘルス講演会

ア 目的

市民や精神保健福祉関係者を対象として、精神障害に関する正しい知識の普及啓発活動を行うことで、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

地域保健法（基本指針）、精神保健福祉法第3条

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

エ 内容

区分 年度	テーマ	講師
20	「中高年のメンタルヘルス」 ～うつ状態はうつ病だけではありません～	入間平井クリニック 精神科医 平井茂夫先生
21	「大人の発達障害」 ～正しい理解と関わり方～	埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」所長 藤平俊幸氏

オ 実績 単位：人

区分 年度	参加者
20	63
21	160

カ 事業の経過

この講演会は、精神障害に関する正しい知識の普及啓発として、狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会の主催、入間市の主管により開催しています。

協議会は、「地域ぐるみ」で精神障害について正しい知識の普及啓発等を図り、同時に精神障害の自立と社会参加を推進することを目的として平成12年から活動しています。

キ まとめ

市民に向けたメンタルヘルスに関する普及啓発活動の場であり、精神障害についての理解を推進する場にもなっています。

(16) 福祉講演会

ア 目的

地域福祉の向上や障害又は障害者に対する理解を深め、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第89条

ウ 対応者

職員

エ 内容

区分 年度	テーマ	講師
20	「自殺予防 ～自死遺族からのメッセージ～」 第1部 講義 「自殺関連問題の理解と対応」 第2部 体験発表と弾き語り 「うつで自殺の母へ～遺族の声を歌に乗せて～」	埼玉県立精神保健福祉センター 自殺防止対策担当職員 自死遺族 藤本佳史氏
21	「高次脳機能障害ってなんだろう～高次脳機能障害の理解と対応について～」	国立成育医療センター リハビリテーション科 医長 橋本圭司先生

オ 実績

単位：人

年度	参加者
20	156
21	91

カ 事業の経過

ノーマライゼーションの普及や地域福祉の啓発の一環として、平成16年から毎年福祉的なテーマを設定し開催しています。要約筆記や手話通訳も配置し、誰もが参加しやすい講演会を心がけています。テーマによっては保育の希望があり、過去2回実施しました。

また、毎回来場者へのアンケートを実施しており、「講師評価」「講演会の満足度」は毎回高い評価を受けています。アンケート項目「希望する次年度のテーマ」での意見をもとに、次年度の講演会のテーマを検討しています。

キ まとめ

市民に向けた地域福祉に関する普及啓発の場となっており、障害の理解を推進する場にもなっています。

(17) 自殺対策事業

ア 目的

自殺者が全国で3万人を超える状況が続いている中、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法第4条

埼玉県自殺総合対策実施計画

ウ 対象

市民、職員、関係機関、事業者等

エ 対応者

健康福祉課職員、自殺対策関連各課職員

オ 内容

- ・研修会（別掲 精神保健福祉相談技術研修 参照）
- ・講演会（別掲 うつ病支援事業 参照）
- ・家族の集い（別掲 うつ病支援事業 参照）

カ 事業の経過

平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年6月に自殺総合対策大綱が閣議決定されました。埼玉県においては、平成19年2月に埼玉県自殺対策連絡協議会が設置され、平成20年9月には「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」が策定されました。市では、平成21年9月1日に「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、9月15日に第1回会議を開催しました。

キ まとめ

今後、市としても市民に一番身近な地方公共団体として入間市における自殺対策に関する施策を効果的かつ総合的に実施していくため、庁内自殺対策関連各課と連携を図り、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発、相談体制の充実、うつや精神障害者へのアプローチなどの自殺対策関連の事業を実施していく必要があります。

4 発達支援事業

(1) 発達支援事業「元気キッズ」

ア 目的

障害のある、又は発達に遅れのある児童及びその保護者に対し、児童の健全な育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、発達障害者支援法、入間市発達支援事業実施要綱

ウ 対象

市内に在住する発達に遅れのある小学校就学前の児童及びその保護者で、保護者と伴に通える者。

エ 対応者

保育士、看護師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、事務職員

オ 内容

- ・ 児童の日常生活における基本的動作の指導に関すること
- ・ 児童の集団生活への適応訓練に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること

遊びを通して人とのかかわりを育て、自立に向けた支援など児童の発達を促す支援を行っています。

カ 実績

利用児童数		単位：人	
		年 度	
区 分		2 0	2 1
元気キッズのみに通う通園利用		1 5	1 4
幼稚園・保育所(園)に通う併用利用	(在籍)	2 0	2 0
	(個別の相談)	1 8	1 0
合 計		5 3	4 4

キ 事業の経過

平成14年度まで、児童福祉課所管の幼児療育相談室「のびのび教室」として保護者に対する療育相談を中心に実施していた事業を、平成15年度から健康福祉センター内に活動拠点を移し、児童の発達に関する支援に重きをおいた発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管にて新たに始めました。

平成18年度までは、「のびのび教室」に引き続き、保育所に通う児童の担当保育士が、障害児保育の研修として事業に参加していましたが、利用児童の変化に伴い、平成19年度から児童のニーズに応じたクラス編成を行い、また、元気キッズ保育士が臨床心理士と共に児童福祉課所管のすべての保育所と在席児の通園先施設を訪問し、子ども集団の場への支援を行いました。

ク まとめ

親子保健担当の健診事業との連携により、障害の早期発見、早期支援が充実される方向にあります。また障害の程度は多様化し、より継続した支援が必要な親子がかかわってくるケースが多くなっています。

保護者の悩みや負担は大きく、状況に応じた適切な対応ができるような相談体制作りが今後の課題となっています。